

障がいのある学生への支援に関する基本方針

平成 28 年 6 月 22 日
国立大学法人 島根大学長
令和 3 年 4 月 1 日一部改正

国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の基本理念に則り、障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、その能力と特性を持つ障がいのある学生（以下、「障がいのある学生」という。）を受け入れ、修学のために必要かつ適切な支援を積極的に行うこととし、以下の基本方針を定める。

（機会の確保）

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学の機会を確保する。また、障がいのある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

（情報公開）

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

（決定過程）

障がいのある学生または家族等からの要望に基づき、障がい学生支援室と関係部局が連携して必要な支援内容を検討し、障がいのある学生と協議の上、可能な限り合意形成と共通理解を図った上で決定する。

（教育方法等）

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

（支援体制）

障がい学生支援室が関係部局と連携しながら全学的な支援体制のもとに、学生・教職員の理解促進・

意識啓発に努める。

（環境整備）

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化等、環境整備の促進に努める。

（実施体制）

学生の修学に関わるすべての組織は、障がい学生支援室をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、必要に応じ障がいのある学生に対する合理的配慮を実施する。